

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	建築協定の認可	
根拠法令・条項	建築基準法第70条第1項	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	法令の規定から基準が明らかであるので、法令の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間 を設定できない理由	公告期間や公聴会等の手続が必要であるなど、期間の変動の機会が多く、処理期間の設定が困難であるので、60日を原則とする。